

別記様式第2

国近整奈品確第34号-2
令和6年6月5日

株式会社 清川組
代表取締役 清川 大輔 殿

近畿地方整備局
奈良国道事務所長
伊藤 努

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和6年5月14日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、近畿地方整備局長に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は近畿地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先是下記のとおりです。

記

1 工事名 国道25号王寺町元町地区浸水対策工事

2 疑問に対する回答

- ・ 疑問① 工事成績評定について、新技術の活用（新技術情報提供システム）の活用効果調査一覧での、調査表作成状況が5月14日現在監督者確認で止まっていますが、本工事の工事成績評定に当たり採点がされているかご説明お願いたします。
- ・ 回答① 新技術の活用に関する採点は、工事で活用された受注者提案の新技術を対象に活用効果の程度等を踏まえて実施しています。採点結果は、工事成績評定通知書「別表1 項目別評定表」「5. 創意工夫（加点のみ）」「創意工夫」欄に含まれています。
なお、本工事の採点は、調査表作成状況の表示に依らず活用計画書や新技術の効果の程度等を踏まえ行っていますが、再確認の結果、採点の一部に誤りが判明したため、創意工夫の採点を修正いたします。
- ・ 疑問② 技術提案履行確認が対象外になっているのは、上記について採点がされていないため、対象外となっているのでしょうか。
- ・ 回答② 技術提案履行確認の採点は、工事成績評定通知書「4成績評定」「②技術提案履行確認」欄が不履行の場合に、減点することになります。
本工事の採点は、「別表1 項目別評定表」「7. 法令遵守等（減点のみ）」「総合評価による減点」欄に記載のとおり減点はありません。

3 送付先

〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局 技術調整管理官 宛
TEL 06-6942-1141 (代)

4 手続き等の問い合わせ先

〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術管理課 検査係
TEL 06-6942-1141 (代) 内線3326